

淀川河川敷十三エリア魅力向上事業 施設工事・オープンにかかる住民説明会 いただいたご質問・ご意見と回答

No	いただいたご質問・ご意見	回答	回答者
令和7年7月27日(土) 10:30～			
1	淀川河川敷沿いのマンションに住んでいますが、夜中にお酒を河川敷で飲んで騒いでいる方がいます。屋台飲食店について、営業時間は何時から何時までを予定していますか。	現在、整備・運営事業者が飲食テナント事業者と協議中ですが、テナントからは、一番早くが朝の9時、一番遅くが夜の24時までの営業時間の希望を聞いております。今後、地域住民の皆様のご意見を踏まえ、営業時間の決定を行ってまいります。	整備・運営事業者
2	屋台飲食店の焼き鳥・焼き肉の排気の臭いや、騒音が近隣のマンションに届いてしまいます。	整備・運営事業者と飲食テナント事業者間の協議のうえ出店契約を行いますが、出店契約の中に、強い臭いを出さない・騒音に関する法令(大阪府生活環境の保全等に関する条例)による基準を超える音を出さないための禁止事項や遵守事項を含むようにします。	整備・運営事業者
3	淀川河川敷沿いの道路付近のゴミ拾いを団体で毎月行っていますが、現在でもかなりの量のゴミが落ちています。また、ふれあい花壇が花火大会の際に踏み荒らされたということもあるので、本事業でお酒を飲んだ人が近隣にゴミを捨てたり、花壇を踏み荒らしたりといったことが起きると思います。河川管理者や警察の巡回を増やすといったことはできますか。	本事業が原因で周辺地域へのゴミ投棄が増えないよう、また、花壇を傷めないよう、整備・運営事業者より利用者への注意喚起を徹底します。さらに、イベント時や土日など利用者が多くなることが想定される日には、臨時のゴミ箱を設置し、整備・運営事業者でゴミを集めることで、近隣にゴミが出ないようにします。	整備・運営事業者
		淀川河川敷沿いのゴミ拾いをさせていただいている団体の皆様とも必要に応じて協議をさせていただき、整備・運営事業者とともに対応策を講じてまいります。	淀川区役所
4	新たな場所に飲食店ができるということで、治安の悪化が予想されますが、警察との協議はしていますでしょうか。また整備・運営事業者で警備員の配置等は計画されていますでしょうか。	淀川警察署に確認したところ、原則、警備や安全性の確保は、事業実施当事者で行わなければならないとのことです。整備・運営事業者による警備等につきましては、飲食テナント事業者による見回りや、整備・運営事業者による利用者への注意を検討しております。	淀川区役所、整備・運営事業者
5	本エリアでお酒を提供する予定とありますが、お酒を飲んだ方が騒いだ時に、周辺地域の迷惑になります。	周辺住民の方にご迷惑となる騒音を出す方については、騒音に関する法令(大阪府生活環境の保全等に関する条例)による基準をもとに注意を行い、複数回の注意のもと利用者が従わない場合は、出入りの規制を考えております。	整備・運営事業者
6	営業時間が終了した後に本エリアを利用していた方が河川敷に残り、深夜まで騒いでしまうことや、堤防上の通路を走行する自転車と衝突してしまうことがあるのではないですか。	利用者に対し、SNSやホームページ、飲食店テナント事業者からの注意喚起など様々な手段でアナウンスを行ったうえで、従わない場合には警察への通報等を行い、営業時間終了時に利用者が河川敷に残ることのないようにいたします。	整備・運営事業者
7	西中島河川敷に設置されているトイレの周辺を歩いた際に臭いがしてしましますが、本エリアの堤防に設置するトイレは清掃等臭いの対策はしますか。	西中島河川敷に設置されているトイレは汲み取り式ですが、本エリアに設置するトイレは水洗トイレを使用します。汲み取り式とは違い排泄物は残らずに水で流され、整備・運営事業者が毎日清掃を行いますので、清潔な状態を保つことができるようになっております。	整備・運営事業者

淀川河川敷十三エリア魅力向上事業 施設工事・オープンにかかる住民説明会 いただいたご質問・ご意見と回答

No	いただいたご質問・ご意見	回答	回答者
8	利用者に駐車場・駐輪場が無いことを事前に告知すると説明がありましたが、事前に告知をしても、自動車や自転車であってしまい周辺の公園や道路、マンションの敷地に停めてしまうのではないですか。	周辺に自動車の路上駐車や自転車の放置が無いように、淀川区役所においては大阪市の放置自転車対策の部局と連携をとり、整備・運営事業者においても巡回や利用者へのアナウンスにより原因者を特定して、適正な対応を求めます。	淀川区役所、整備・運営事業者
9	台風接近時に屋台等の施設を撤去すると説明資料にありますが、屋台等の施設はどこに撤去をするのですか。また、その撤去費用は誰が支払うのですか。	台風接近時には、運搬業者を利用し、河川敷に設置している施設をトラックで河川敷の外にある運搬業者の保管所に一時撤去をするということで検討しております。また、撤去及び復旧にかかる費用は、整備・運営事業者が負担します。	整備・運営事業者
10	堤防上の設置物は建築確認を受けたうえで設置するという事ですが、建築基準法の基準風速では風速46.0m/sまでの想定となっており、堤防上で風が吹き抜ける場所ですので、台風接近時にはこの風速を超える可能性もあります。	台風が大阪府に上陸する72時間前には撤去の判断を行い、48時間前までに施設を撤去いたしますので、台風が大阪府に上陸する時には施設がない状態になります。	整備・運営事業者
11	屋台の裏側にプロパンガスや倉庫等を設置する計画となっていますが、台風の際に風で飛んでしまったり、酔っ払った人が裏に入り設置物の固定を外してしまった場合、事故にもつながるとおもいます。屋台の裏側にプロパンガスや倉庫等を設置しないということはできますか。	台風の接近時には、大阪府への上陸前にプロパンガスや倉庫等設置物も撤去し、平時もプロパンガスはスタンドに、倉庫は基礎に固定をするため、プロパンガスや倉庫等が住宅側に落ちることがないようにしております。また、屋台の裏手に人がいけなように、バリケードを設置するなど対策をいたします。	整備・運営事業者
12	事業内容の質問の回答を整備・運営事業者がしていますが、淀川区役所も関わる事業ですので、駐輪場の問題など淀川区役所にも責任があると思います。	本エリアの整備・運営については、公募にて決定したRETOWN・類設計室・OneOsakaリパークルーズ事業共同体と協定を締結し、同事業共同体において整備・運営を行うこととしているため、細かい事業の運営等については整備・運営事業者より回答させていただいております。事業の運営については、全て整備・運営事業者に任せるのではなく、国や学識経験者等も委員に含んだ「淀川河川敷十三エリア魅力向上協議会」での整備・運営事業者の事業報告をもらう等、淀川区役所でも継続して事業のチェックを行ってまいります。 また、周辺の自転車の駐輪につきましては、大阪市の担当部局とも連携をとり、対策方法を検討してまいります。	淀川区役所
13	屋台裏側の道路側の端にガードをつけないと、人や物が坂を転がり落ちてしまうのではないですか。	屋台と屋台の間から人や物が進入しないよう対策を講じてまいります。	整備・運営事業者
14	十三船着場について、船着場の立入を禁止する簡易的な柵が立っているだけであり、すでに倒れてしまっている柵もあります。簡易的な柵だけでは、子どもやお酒を飲んだ人が乗り越えて川に落ちてしまうと思います。	淀川河川事務所からは今年度中に船着場の周囲を囲うように転落防止柵を設置すると聞いております。柵が倒れてしまっていることや、現状の柵だけでは危ないと感じているご意見については、淀川河川事務所に共有させていただきます。	淀川区役所

淀川河川敷十三エリア魅力向上事業 施設工事・オープンにかかる住民説明会 いただいたご質問・ご意見と回答

No	いただいたご質問・ご意見	回答	回答者
15	この計画は近隣住民にはデメリットしかないように感じるもので、堤防の道路側に盛土をしたため傾斜が急になっており、ガードがないと危険であることは明確であるのに、細かな検討がなされていないのもどうかと思います。	ご意見のとおり、細部まで検討ができていなかった点があり、周辺にお住まいの方をご不安にさせてしまったこと重く受け止めております。今後も、淀川区役所と整備・運営事業者で連携をしながら、安全面の確保等を行っていき、必要な情報は住民の皆様にご提供させていただきたいと考えております。	淀川区役所
16	本日の住民説明会の質疑応答について、淀川区のHPにあがると説明がありましたが、インターネットを利用できない人もいるため、紙による公表をしてください。	本日の住民説明会の質疑応答内容については、淀川区役所にて紙に印刷したものを配架いたします。	淀川区役所
17	屋台飲食店の営業時間は「協議のうえ決定」で、飲食テナント事業者の希望は一番早くで朝の9時から、一番遅くで夜の24時までと説明がありましたが、一般的にはその時間は考えられず、条例（大阪府生活環境の保全等に関する条例）でも夜9時以降は45db以上の音を出してはいけなと定められています。屋台飲食店の閉店も含めて夜10時までとしてほしいと思いますが、営業時間の決定をするのはいつごろになりますか。	現在は整備・運営事業者と飲食テナント事業者で営業時間等の協議を行っており、今後、各飲食テナント事業者が希望する営業時間が出揃う予定となっておりますが、地域住民の皆様のご意見を踏まえ、決定を行ってまいります。	整備・運営事業者
18	イベントエリアで音楽イベントを行うということですが、夜遅くまでイベントを行ったときに、周辺に音が響いてしまうのではないですか。	以前に本エリアで行いました音楽イベントで音が大きかったというお申し出を複数いただいたということもあり、音楽イベントについては、昼間にアコースティックなど周辺地域に音が響かないような形式で行うことを計画しております。	整備・運営事業者
19	営業時間の決定は、整備・運営事業者だけでなく、淀川区役所も入って法令に基づいた営業ができるように決定してほしいです。	営業時間については、整備・運営事業者と飲食テナント事業者間の協議だけでなく、淀川区役所も入って調整し、また、地域住民の皆様のご意見を踏まえ、決定を行ってまいります。	淀川区役所
20	事業が始まる前の現在でも説明会で様々な意見が出ていますが、事業が始まった後でも定期的に住民の意見が言えるような場を設けることは考えていますか。	最大20年間行う長期事業ですので、近隣住民の皆様との信頼関係構築は必要不可欠です。事業の全面オープンがしていない現在では見えていない問題も今後生じてくること考えられます。そのため、地域住民の皆様のご意見をいただけるような場を今後も検討してまいります。	淀川区役所
21	屋台飲食店を夜に営業する理由を教えてください。	整備・運営事業者にて屋台飲食店のテナント募集を行い、出店の意向をいただいた飲食テナント事業者から希望を伺っている中で、博多の屋台同様に夕方からオープンする飲食店で希望されている方が多かったことや、対岸の夜景を存分に楽しんでいただくため、夕方から夜をメインにした営業を計画しております。	整備・運営事業者

淀川河川敷十三エリア魅力向上事業 施設工事・オープンにかかる住民説明会 いただいたご質問・ご意見と回答

No	いただいたご質問・ご意見	回答	回答者
22	他の河川敷で行われているコンテナ型の事業では、イベント時のみ店舗が開いており、普段は一店舗も開いていないということもあり、本エリアでも同様に店舗が開いていないということはないですか。	飲食テナント事業者との協議では、お盆や正月を除き定休日は週に1日程度とし、店休日がある場合は事前に整備・運営事業者と共有するという条件で進めております。そのため、イベント時以外の暑い・寒い時期でもお店がオープンしていないということ無く、本事業を行う十三エリアは多くのお客様が集まる場所ですので、絶えず集客ができるようにしてまいります。	整備・運営事業者
23	飲食屋台街を十三で行う取組自体は、賑わいを生む意味では良い部分もあると思いますが、博多の屋台は都市部にあるのに対し、十三はすぐ隣が住宅地となっています。そのため、博多と同じ取組み方をとるのではなく、違った取組を考える必要があると思います。 事業が始まらないと見えないこともあると思いますので、適宜ブラッシュアップを図り、地域住民に対しても説明会等を設けて意見を聞きながら住民も巻き込み、こういった街のあり方が望ましいかの検討を定期的にやっていただきたいと思います。整備・運営事業者にて投資をして大きな事業をするため、無駄にならないようにお願いしたいと思います。	今後も、本エリアの事業をより良い事業にできるように、地域住民の皆様のご意見をいただけるような場を設ける方向で検討してまいります。	淀川区役所
24	本事業は環境省による環境アセスメントの対象ですか。	環境省の定める基準よりも小規模な事業となるため、環境アセスメントの対象外となっております。	整備・運営事業者
25	整備・運営事業者にて、豊かな生態系を利用した自然体験学習をすると説明がありましたが、夜間に営業する飲食事業の光や音は、自然環境に対して悪影響があると思います。 また、現状の自然環境のデータをもとに、今後、自然環境に問題があった際に、対処ができるような体制はありますか。	調光に関しては最大限自然環境や地域住民に配慮した光度にし、騒音に関する法令(大阪府生活環境の保全等に関する条例)による基準の範囲内で運営を行います。 環境への影響については、淀川河川事務所が開催する、専門知識を持った学識者等を含む淀川本川河川保全利用委員会で、事業内容の報告や委員による現地視察を通して、自然環境への影響について指導・意見を定期的に受け、それに対応する仕組みにより、環境に配慮してまいります。	淀川区役所、整備・運営事業者
26	台風接近時、コンテナ等をトラックで撤去するとありますが、トラックはどこから入り、どのように撤去をするのでしょうか。また撤去をした後の設置の費用は誰が支払うのですか。	撤去計画について淀川河川事務所と協議中ではありますが、西中島河川敷方面からトラックが現地に入り撤去・設置作業を行うことで協議中です。撤去及び設置にかかる費用は整備・運営事業者にて負担します。	淀川区役所
令和7年7月29日(火) 19:00～			
27	美観維持管理（環境やゴミへの対策）について、「施設の管理者」とありますが、この「施設の管理者」は飲食テナント事業者か、整備・運営事業者によるエリア全体の施設管理者のどちらにあたるのですか。	「施設の管理者」は、整備・運営事業者をさします。美観維持管理のための清掃の責任者は整備・運営事業者であり、清掃活動は当番制で飲食テナント事業者も含んだ形式で行います。	整備・運営事業者

淀川河川敷十三エリア魅力向上事業 施設工事・オープンにかかる住民説明会 いただいたご質問・ご意見と回答

No	いただいたご質問・ご意見	回答	回答者
28	飲食テナント店舗の従業員とは別に、屋台飲食店エリアの管理者が営業時間中は常時滞在していますか。	施設管理者（整備・運営事業者）は、全ての営業時間滞在しているわけではないですが、基本的に毎日滞在いたします。	整備・運営事業者
29	防虫、防鼠について、グリストラップを毎日清掃するという事ですが、飲食テナント事業者の任意となるとサボってしまうところも出てきそうですので、害虫駆除業者による清掃を週1程度行ったり、テナントとの契約で強制的にやってもらうように検討いただきたいです。	屋台飲食店の衛生環境を清潔な状態で維持できるよう、対策を講じてまいります。	整備・運営事業者
30	近隣のマンションに住んでいる方から、騒がしくなるのでは等反対の声を聞いています。この計画は取り消しになりますか。	説明資料に掲載している事業計画で今後事業を実施します。ただし、反対されている方々のご意見もお聞きしておりますので、頂戴するご意見も可能な限り反映を検討し、地域の皆様と一緒に今後も事業を進めたいと考えております。	淀川区役所
31	30年ほど前から、本エリアの上流側の高水敷に国の管理ではない勝手に作られた建物が建っており、そこに住んでいる方がいますが、そのまま事業を行うのですか。	本エリア外の上流側の高水敷に許可のない物件があることは把握しており、河川を管理している淀川河川事務所には撤去していただきたい旨を伝えております。頂戴しましたご意見につきましても、淀川河川事務所あて共有させていただきます。なお、本事業としては当該物件の有無に関わらず、事業を進めてまいります。	淀川区役所
32	事業を行うと人の数が増えるため治安が悪くなると思いますが、一方、監視カメラなど防犯対策は考えていますか。	営業時間中については、飲食テナント事業者による見回り等の手段にて安全性が確保された運営ができるよう検討しております。営業時間外については、防犯カメラの設置等による防犯対策を検討します。	整備・運営事業者
33	オープン後に人が来てくれるように実際に説明資料に掲載しているような野外シネマの実施や学生を呼ぶようなイベントをすることで、全面オープンをする前の期間を無駄にせず、助走期間として良いスタートを切れるようにしてほしいです。	イベントについて、現在、様々な団体から一緒に実施したいとお声がけいただいております。全面オープンに向け状況を見ながら、可能な限り実験的にでも実施ができるように検討していきます。	整備・運営事業者
34	屋台飲食店事業では、どのような客層を見込まれているのですか。	想定しているお客様の層は十三の飲食店に訪れた方・インバウンドの方・地元の方です。十三には飲食店が多くあり、その店舗を利用された方々がもう一つ足を伸ばしていただくことであったり、仕事の後や、休みの日に河川敷を見ながら、お食事やお酒を楽しんでいただくことをイメージしております。インバウンドの方には、日本の文化である屋台を売り出していき、大阪に来たから寄ってみようかという施設になれるようにPRしていきたいと考えています。	整備・運営事業者

淀川河川敷十三エリア魅力向上事業 施設工事・オープンにかかる住民説明会 いただいたご質問・ご意見と回答

No	いただいたご質問・ご意見	回答	回答者
35	住宅側から堤防を見た際の景観が、屋台の裏側のプロパンガスなど無機質な面を見せられていると感じてしまいます。	説明資料では白黒の絵でお示ししておりますが、今後テナントとデザインの協議を行い、住宅側から見たときに無機質にならないようにいたします。	整備・運営事業者
36	整備・運営事業者とテナントとの契約内容について、公表してもらうことはできますか。	利用料等細かい条件については公表できませんが、施設利用にあたっての禁止事項や遵守事項等については、整備・運営事業者とテナントとの協議が終わりましたら、お示しさせていただきます。	整備・運営事業者
37	ターゲット客について、十三で飲んでいる方が追加で足を伸ばすという説明がありましたが、本エリアへの主要な動線はどこで、その動線上の安全対策は考えていますか。	想定している動線は2つで、1つ目は十三ジオタワーと履正社の間の道路を南下し阪急電車線路沿いを進む動線、2つ目は東側に位置する広い道路を南下する動線を考えております。安全対策としては堤防沿いの道路では、夜間も多く車が通行しているため、利用客への注意喚起や注意書きの掲示による対策を検討しております。	整備・運営事業者
38	堤防上に設置するトイレは24時間誰でも入れますか。防犯面が心配です。	本エリアの堤防上に設置するトイレは営業時間内のみ開放し営業時間外には施錠をするため、24時間誰でも使用できるわけではありません。	整備・運営事業者
39	動線について、阪急十三駅からの徒歩でのアクセス以外に、船着場を活用した船でのアクセスも重要になるかと思います。定期便の運航は考えていますか。	定期便は、運航船を大阪市内から十三船着場に移動する際に毛馬閘門と淀川大堰閘門の2つを超える必要があり片道1時間近く時間がかかるため、現時点では考えておりません。不定期航路として、十三付近の周遊や枚方等への観光船の運航を計画しております。ただし、本事業は最大20年間の実施を計画しておりますので、今後需要があれば定期便も検討してまいります。	整備・運営事業者
40	テレビの報道で10月ごろにオープンと見ましたが、なにわ淀川花火大会の開催に間に合わせる形でのオープンを考えていますか。	現時点では河川占用許可を申請し、詳細を協議中のため、全体工程でお示ししたとおり、花火大会の開催に間に合わせる形でのオープンは難しいと考えております。	淀川区役所、整備・運営事業者
41	本エリアでの駐車場・駐輪場の設置の計画をしていないということですが、西中島河川敷のナイトバーベキューでは駐輪場がありましたので、検討いただきたいです。	西中島河川敷においても駐輪場は整備されておらず、イベント時に駐車場の一部を駐輪場として使用していると聞いております。本エリアにおいても、イベント時における臨時的な駐輪場の設置を含め、整備・運営事業者における巡回や利用者へのアナウンスによる原因者の特定のほか、大阪市の放置自転車対策の部局との連携など、関係機関と協議をしたうえで、対策方法を検討してまいります。	淀川区役所、整備・運営事業者

淀川河川敷十三エリア魅力向上事業 施設工事・オープンにかかる住民説明会 いただいたご質問・ご意見と回答

No	いただいたご質問・ご意見	回答	回答者
42	なにわ淀川花火大会の際に、堤防にフェンスが設置されていますが、屋台飲食店の周囲にも毎年、フェンスが設置される予定ですか。	フェンスの設置は、淀川警察署やなにわ淀川花火大会実行委員会と協議をしたうえで決定いたします。	整備・運営事業者
43	主要な2つの動線以外にも、本エリアには下流から2つ目の堤防階段からも出入りできますが、住宅地側から階段に向かう道路を横断する際に歩道と信号がなく危険です。階段の封鎖や信号の設置、警備員の配置等は検討していますか。	まずは、主要動線からお越しいただくように整備・運営事業者から注意喚起を行い、来場者の方の流れを見ながら、危険が生じないようにする方法について、かわまちづくり支援制度を活用した整備等、国や道路管理者等の関係機関とも協議してまいります。	淀川区役所
44	本エリアに喫煙所は設けないのですか。お酒を飲む場所では喫煙をしたい需要もあるかと思います。	喫煙スペースは現在計画しておりません。今後運営していく上で、必要となった場合は大阪市の条例等に則った喫煙スペースを検討いたします。	整備・運営事業者
45	本エリアの運営に関して、お問合せや意見を言いたいときは、どちらに連絡をしたらいいですか。本事業の整備・運営事業者が途中で変わってしまい、お問合せやご意見ができなくなってしまうのですか。	今後、整備・運営事業者が開設するウェブページからメールでお問合せが可能です。本事業の整備・運営事業者がRETOWN・類設計室・OneOsakaリパークルーズ事業共同体から、最大20年間の事業期間、途中で変わることは現時点において想定されていません。	整備・運営事業者
46	長い間十三に住んでいます、十三には飲み屋街のイメージがありますので、ぜひとも今後十三に住む子どもたちが住みやすい、安全な楽しいまちにしていこうということで進めていただきたいと思います。ただ、今後、順調にいても、新しい問題が将来出てくると思います。そのときに、説明会の開催等は計画していますか。	本事業を実施していくことで十三の魅力を向上させ、今後、子どもたちの住みやすい、安全な楽しいまちのイメージを持っていただけるようにしていきたいと考えております。淀川区役所と整備・運営事業者にて、運営や安全面の想定をしてきましたが、至らない点もあり、地域の皆様からご意見をいただくことで事業がより良い形で実施できると考えておりますので、今後もしもご意見を伺う機会を設ける方向で検討してまいります。	淀川区役所
47	撤去基準について、「水位が淀川右岸福島水位観測所3.10m、又は潮位2.6mを超える時とする」とありますが、基準水位になった時点で、堤防上の設置物も高水敷の設置物も撤去となるのですか。	撤去基準に達しましたら、高水敷・堤防上の設置物はすべて撤去します。	整備・運営事業者